

三重県防災訓練に対するアドバイザー意見等

派遣防災アドバイザーによる三重県における防災訓練に対する意見等については、以下のとおりである。

1 訓練計画及び想定等について

- (1) 訓練シナリオの中に、防災本部としての報道対応等を盛り込んでおく方が良いのではないか。
- (2) 実災害発生時に、防災本部要員全体として、人命優先の共通認識を持ち、災害に対処できるようになるような訓練を計画・実施してもらいたい。
- (3) 本来訓練に参加すべき機関の参加が極めて少なかった。多くの機関（可能であればすべての機関）に参加してもらえるような方策を検討していく必要がある。
また、県職員の参加は3名であったが、防災本部の運営を担当すること、防災本部要員の参集までは県職員のみで対応する必要があること等を踏まえると、より多くの県職員が訓練に参加するべきである。
- (4) 訓練の時間的制約等もあることから、やむを得ない面もあるが、事業所規模等を考慮すると災害想定が小さいと思われる。タンク全面火災も想定した訓練をしておくべきである。
- (5) 事業所、消防機関等による実動型訓練とあわせて実施したが、実動型訓練が見せるための訓練としての要素が強かったため、災害想定において陸上部門と海上部門との整合性がとれていない面が見られた。

2 防災本部の設営について

- (1) 防災本部開設場所の各席には、実災害を模して、出席者の所属を明記した札等を置くべきである。（体裁を整えることで、臨場感、緊張感が増し、訓練としての価値が上がる。）
- (2) 防災本部用の資機材は、市が持参したものを使用していたが、本来は県が持参して設営するべきである。
また、県は自身が保有する防災資機材等について、どのような資機材があるか、資機材の所在、数量等を再点検しておくべきである。
- (3) 訓練であることから、防災本部を事業所内に設置していたが、実災害においては県庁内に防災本部を設置するのが通例である。
- (4) 防災本部を設置した旨を関係機関に通知することも訓練に入れるべきである。

3 防災本部の機能について

- (1) 訓練開始にあたり、「本部長である知事が指揮を執る」旨の宣言があった方が良い。
- (2) 時系列及び事象等をホワイトボードへ書き込んでいたのは良かった。しかし、ホワイトボードには書き込める量に限りがあるので、模造紙等への書き込みについても検討すると良い。

- (3) ホワイトボードへの記録について、今回は防災本部長の代行者が主に記録していたが、代行者は席に座って指揮を執ることが重要であり、別に記録担当者を定めるべきである。
- (4) ホワイトボードへの記載について、災害の問題点を管理する上で重要なのは、その問題が未着手なのか、実行中なのか、完了しているのか等が一目瞭然で分かることである。カラー磁石を用いる（赤は未着手、実行中は黄、完了は青等）など、問題への対応状況を判別できる方策を検討するべきである。
- (5) 地域住民への情報伝達が無線とメールで行われていたが、不特定多数者への情報伝達には限界があることから、ツイッター等の活用も検討してはどうか。
- (6) 他者から口頭（電話、無線等を含む。）によって情報を伝えられた場合は、必ず復唱し、正確な情報を得るようにする必要がある。
- (7) 警防本部が防災本部に対して適切に情報を報告し、防災本部として必要な情報の報告を要請できていたため、防災本部は安定的に機能できていた。訓練参加者には、防災本部の運営において情報や消防との間のホットライン確保の重要性等が理解できたことと思われる。

コンビナート災害の発生時は、確実な情報伝達のため、防災本部、消防本部それぞれの連絡窓口担当を早期に定め、互いの信頼関係及び責任感のもとに情報のやりとりをするべきである。

また、大地震等が発生し、防災本部要員の参集が少ない状況下で通信手段の途絶、道路通行不能等に陥った場合等において、防災本部が正常に機能するか等についても検証しておくべきである。
- (8) 津波警報発生後の活動隊員等の退避は、現場指揮者の指揮により行うことになると思われるが、防災本部としても人命優先の見地に立って、各活動隊の退避を促すようにすべきである。（災害対応にあたる職員等の安全管理も防災本部としての重要な責務である。）
- (9) 消防庁への報告は、消防の警報本部から報告されており、到達していたことから問題はないが、防災計画上は防災本部から消防庁へ報告することになっている。このことを理解した上で、訓練のため警防本部から連絡したのなら良いが、このような伝達を繰り返して行くと、実災害の際に未報告となる可能性があるため、計画上の情報ルートでの伝達をするべきである。
- (10) 単発的に到達した情報に対しての検討をしていたが、災害全体、進捗状況を勘案して総合的に検討し、災害の進展予測を行い、本部員全員で共有していく必要がある。災害の進展予測の結果によっては、他市や他県に対する備蓄泡消火薬剤の要請、緊急消防援助隊の出動要請等について検討し、準備を進めていくことが必要になる。
- (11) 訓練の目的を明確にして訓練を行わなければならない。訓練という意識しかない訓練では訓練にならない。